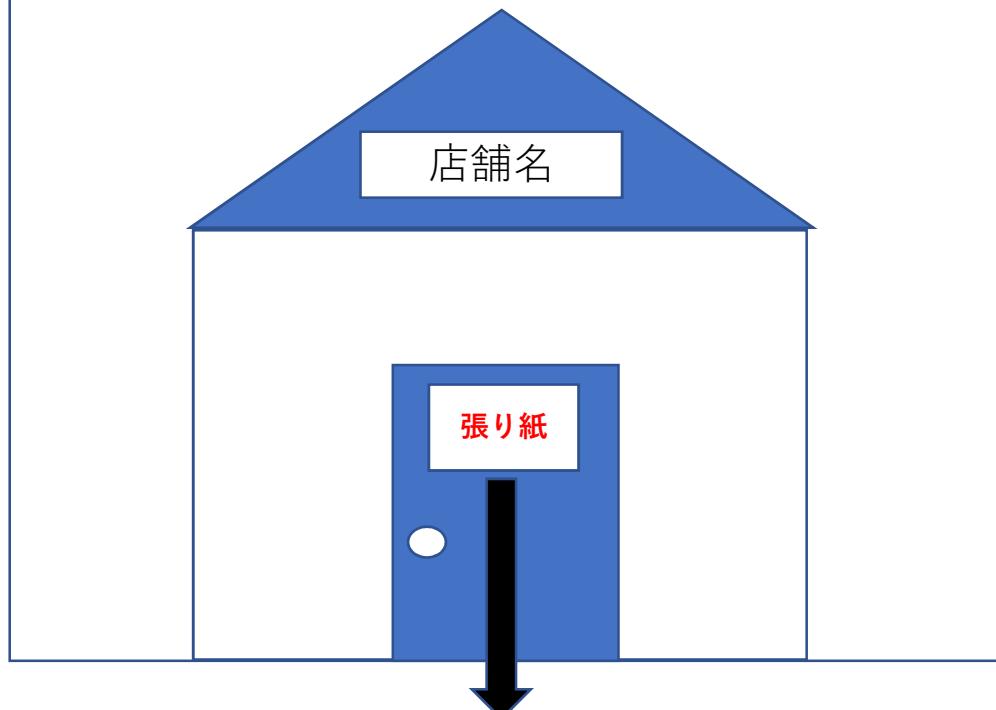


時短営業、休業したことが分かる 張り紙・ポスターの例

〔第三者認証店・21時まで・酒類の提供は営業時間内〕

お店の外観



張り紙拡大図

手書き等で修正

鹿児島県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。

○ 実施期間
2月 21日～3月 6日

○ 時短営業期間中の営業時間
時 分～時 分

○ 通常（時短前）の営業時間
時 分～時 分

○ 店舗名

○ 対象者全員検査 あり・なし

又は

鹿児島県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。

○ 実施期間
1月 27日～~~2月 20日~~ 3月 6日

○ 時短営業期間中の営業時間
時 分～時 分

○ 通常（時短前）の営業時間
時 分～時 分

○ 店舗名

○ 対象者全員検査 あり・なし

【記載注意点】

- ①時短営業、休業の期間が分かるように記載してください。
- ②時短営業される際の営業時間は、午前5時から午後9時以内にしてください。
- ③営業時間内での酒類の提供に時間の制限は設けていないので、記載する必要はありません。
- ④対象者全員検査を実施している場合（※登録店に限る）は「あり」に、実施していない場合は「なし」に○をつけてください。